

簡易水道事業における移行事務の実例【北海道安平町】

(1) 移行概要・移行期間

○ 平成22年度、23年度の2カ年度で実施し、平成24年度から法適化。

※ 水道事業への移行時に全適することを前提に、一部適用(財務適用)を実施。

【民間業者への委託内容】

○ 平成22年度～平成23年度

・固定資産調査・資産評価：決算書類・工事設計関係図書等に基づき調査。

○ 平成23年度

・条例、会計規程等の整備：移行支援業務(委託業務)として実施。

・会計システム整備：全庁的なシステムとは別に、独自のシステムを導入。

(2) 移行に必要なとなった体制

○ 庁内に公営企業会計を実施している部門がないこと、人的手当がなされなかったことから、移行事務は委託により実施。

○ 既存の体制は、水道課内の水道担当(3人)。このうち、事務担当は10年の水道経験。技術担当も20～30年の水道経験を有する者であった。

○ 現金の取扱いなど、会計担当課等との調整が必要となった。

(3) 資産評価手法

○ 工事設計書単位(約1,000件)で整理。

○ 事業創設期からの工事関係図書を保存していたことから、図書を受託業者に貸し出し、不明点を町側で回答する手法により整理。

○ 管路等の位置は、別途整備済みの水道管路台帳システムと連動させることにより正確に把握。

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市①】

(1) 移行概要・移行期間

○ 平成20年度～22年度、25年度の4カ年度で移行、平成26年度から法適化。

※ 平成20年度～21年度：基本計画策定・資産評価

平成22年度：移行事務(条例整備等)

平成25年度：システム導入等

※ 公共、特環、農集、漁集を法適化(財務規定等適用)。個排は小規模等の理由で除外。

【民間業者への委託内容】

○平成20年度～平成21年度

・基本計画策定：資産調査及び評価方法をまとめた資産評価要領書の作成、法適用範囲の検討から法適用後の資産管理方針を含めた基本計画書の作成。

・固定資産調査及び資産評価：資産評価要領書に基づいた管渠及び処理場施設の資産調査・評価作業の実施及び結果のまとめ。

○平成22年度

・条例・科目設定：法適用のために必要となる条例案等の検討及び作成。

・職員研修：法適用及び企業会計の基礎知識に関する内容についての講習会の開催。

○平成25年度

・システム導入：システムのカスタマイズ、データ変換、当初予算作成等。

・支援業務委託：予算書作成支援等(システム入力は自前で実施)

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市②】

(2) 移行に必要となった体制

- 職員体制は移行開始時から3名で増員はなし。当初は下水道課職員のみで移行事務開始。
- 公営企業法や企業会計についての職員研修の機会への積極的参加、コンサルの支援によりノウハウを蓄積。
- 企業会計に精通した職員配置は無かったが、財政・システムに精通した職員が配置され移行事務がスムーズに。
- 契約担当課等他課との協力体制構築で移行事務がスムーズに。

(3) 資産評価方法

- 管渠については、台帳と資産の照合に要する資料散逸等の状況もあり、1工事1資産として延長のみ資産計上。
- 処理場は台帳があったことから、改築・更新の取替単位を基本に整理。耐用年数の異なる資産ごとに分類。
- 委託先から求められる法適化に必要なデータ・書類を準備できないケースあり(本作業の労力大)。不明資産の評価等にあたっては、下水道協会発行の法適化の手引き等を参照したり、コンサルに相談するなどして対応。

給排水又は衛生設備及びガス設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	昇降機設備	消火、排煙又は災害報知設備及び避難設備	店用簡易装	可動間仕切り	前掲のもの及び前掲の区分によらないもの	水道用又は工業用水道のもの
一五	二五、 一三、 一五	エレベーター エスカレーター	冷房設備(冷凍機の出力が二 二キロワット以下のもの) その他のもの		簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備
					三	一五 一三 一八	六〇 六〇 五〇 四〇

橋りよう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	木造のもの	配水管	配水管附属設備	えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	れんが造又は石造のもの	土造のもの	貯水池	高架水そう	鉄筋コンクリート造のもの	金属造のもの	木造のもの	さく井	電信電話線	その他	鉄筋コンクリート造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	石造のもの	金属造のもの	木造のもの	
六〇	四八	一八	四〇	三〇	四〇	八〇	五〇	四〇	三〇	四〇	二〇	四〇	二〇	一〇	一〇	三〇	六〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇	一五
二〇	一五	四五	五〇	四〇	五〇	四〇	三〇	四〇	三〇	二〇	四〇	二〇	一〇	一〇	三〇	六〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇	一五	

A [日法九七七二・三] ⑩

の軌道用のもの

まくら木	木製のもの	コンクリート製のもの	金属製のもの	分岐器	電信電話線及び電灯電力線 信号機	送配電線及びびき電線	電車線及び第三軌条	帰線ポンド	電線支持物(電柱及び腕木を除く)	木柱及び木塔(腕木を含む)	架空索道用のもの	その他のもの	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔(支持物を含む)	(架空索道用のものに限る)	前掲以外のもの	線路設備	軌道設備	道床	その他のもの	土工設備	橋りよう
二〇、 一〇、 八	二〇、 一〇、 八	二〇、 一〇、 八	二〇、 一〇、 八	一五	三〇 三〇 三〇	四〇 四〇	二〇 五	三〇	一五 一五	二五	一五	二五	四〇	四〇	六〇	一六	一六	五七	五七	五七	

A [日法九七七二・三] ⑩

鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	れんが造のもの	その他のもの	その他のもの	停車場設備	電路設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	踏切保安又は自動列車停止設備	その他のもの	その他のもの	水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る)	汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう)	送電用のもの	地中電線路	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線
五〇	四〇	一五	六〇	三五	三〇	二一	三二	四五	二一	二一	四九	五七	四一	二五	三六	

配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチニューマルス敷のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く) 橋りよう 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、水そう及び用水用ダム トンネル 煙突及び焼却炉 へい その他のもの	コンクリート造又はブロック造のもの(前掲のものを除く) やぐら及び貯水池 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル及び水そう へい その他のもの
五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五	一五 一〇 三	六〇 三五 三五 七五 五〇 六〇	四〇 一五 三〇 一五

れんが造のもの(前掲のものを除く) 防壁、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉及びへい 塩素その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	石造のもの(前掲のものを除く) 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤及び貯水池 へい その他のもの	土造のもの(前掲のものを除く) 防壁、堤防、防波堤及び自動車貯水池 へい その他のもの	金属造のもの(前掲のものを除く) 橋りよう(はね上げ橋を除く) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 送配管 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 水そう及び油そう
五〇 二五 七	五〇 三五 五〇	四〇 三〇 二〇 四〇	二五 四五 四五 二五 一五 三〇 一五 二〇

A [日法九七七二・三三] ⑩

電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他 ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備	前掲のもの(前掲のものを除く) 橋りよう、塔及びやぐら 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう及びへい その他のもの 主として木造のもの その他のもの	合成樹脂造のもの(前掲のものを除く) 井戸、橋、煙突、焼却炉、打込みレール その他のもの	木造のもの(前掲のものを除く) 橋りよう、塔及びやぐら 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう及びへい その他のもの 主として木造のもの その他のもの	水道用又は工業用水道用設備	機械及び装置
一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五	一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五	一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五	一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五	一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五

A [日法九七七二・三三] ⑩

計測設備 計量器 量水器 その他の計量器 荷役設備 修繕検査設備 その他 主として金属造のもの 主として木造のもの	鉄道又は軌道事業用変電設備 列車遠隔又は列車集中制御設備 通信設備(給電用指針を含む) 鋼索鉄道又は架空索道設備 自動車修理用設備 修理工場又は機械工場用設備 修理用の自動車	鋼索 その他の設備	計測設備 計量器 量水器 その他の計量器 荷役設備 修繕検査設備 その他 主として金属造のもの 主として木造のもの	鋼索 その他の設備	自動車修理用設備 修理工場又は機械工場用設備 修理用の自動車
一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	一七 一七 一七 一七 一七 一七 一七 一七 一七 一七	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	一四 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三

のを除く。）	水力発電設備	汽力発電設備	内燃力又はガスタルビン発電設備	蓄電池電源設備	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	天然ガス鉱業設備	天然ガス圧縮処理設備	石油又は液化石油ガス貯蔵設備（貯蔵を除外）	石油ガス、石炭ガス又はコークス製造設備（ガス精製）
					需用者用計器 柱上変圧器 その他の設備	坑井設備 掘さく設備 その他の設備			
	二二	一五	一五	六	一五 一八 二二	二五 三	一〇	一三	一〇

又はガス事業用特定ガスを発生設備を含む）	ガス事業用供給設備	クリーニング設備	給食用設備	前掲の機械及び装置以外に前掲の並に前掲のもの	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む）	車両及運搬用具
ガス導管 鑄鉄製のもの その他のもの 需用者用計量器 その他の設備				主として金属製のもの その他のもの	電気又は蒸気機関車 電車 内燃自動車（制御車及び付随車を含む） 貨車 タンク車及び特殊構造車 その他のもの 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの	
二二 二三 二三	二二 一五	七	九	一七 八	一八 三 一 一	一〇 一五 二〇 一五

A〔日法九七七二・三三〕⑩

船舶	船舶法（明鋼船）	自動車	その他のもの 線路建設保守用工作車 無軌条電車 その他のもの	特殊自動車 運送事業用自動車 その他の自動車 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいい、二輪又は三輪自動車を除く。） 二輪又は三輪自動車 その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの	自転車 トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	その他の車 両及び運搬具
	鋼船					
			二〇 八 〇 五	五 五	二 六 五 四	四 七

A〔日法九七七二・三三〕⑩

工具	測定工具及び検査工具（電気又は）	その他の船	昭和三十二年法律第四十六号（第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶）	鋼船 しゆんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの 木船 しゆんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの モーターボート その他のもの	木船 昭和二十五年以後に進水したもの 昭和二十四年以前に進水したもの	昭和三十二年法律第四十六号（第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶）
			一五 一四 一二 一〇	二 一 〇 七	八 六 五	五

電子を利用するものを含む)	治具及び取付工具	型(型わくを含む)鍛圧工具及び打抜工具	切削工具	金属製柱及びカッペ	前掲のもの以外のもの	前掲の区分によらないもの	器具及び備品
		プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの			白金ノズル その他のもの	白金ノズル その他のもの その他の主として金属製のもの その他のもの	家具、電気機器(ガス機器を含む)及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)
三		三二	二	三	一三 三	一三 四八	

児童用機及びびいす ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	膳写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ(サイバー用のものを除く) その他のもの 複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	事務機器及び通信機器
五 六 三 二 五 一	五 四 三	五 三

A [日法九七七二・三] ⑩

その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	時計 時計 度量衡器 試験又は測定機器	光学機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 顕微鏡その他の機器	看板及び広告器具 看板 模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	容器及び金庫 ボンズ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他
一 〇 六 六 五 五	一 〇 五 五 〇	八 五	一 〇 二 三 五	一 〇 八 六

A [日法九七七二・三] ⑩

の容器 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しより交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの	事務機器及び通信機器
二 〇 五 二 三	二 〇 五 四 七 六 六 八 六	三 六 四

前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
前掲のもの	映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ及びレコードシート及びロープ 自動販売機(手動のものを含む)焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二二 五五 一〇 五
前掲する資産のうち、当該資産に附して定めておられる耐用年数に比し、前掲のもの及び前掲のもの以外のもの区分に前掲のものに	主として金属製のもの その他のもの	一五 八

注一 次の表の上欄に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

構築物又は機械及び装置	耐用年数 (年)
-------------	-------------

水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	五八
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	三八
水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減菌設備	一六

- 二 取得価額が二十万円未満である有形固定資産の全部又は特定の一部を一括して償却する場合の耐用年数は、三年とする。
- 三 耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産の耐用年数は、その取得後耐用可能と見積られる年数によるものとする。ただし、当該見積年数によらず、本表に定める耐用年数によることができる。
- 四 本表に掲げられていない有形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一及び別表第二に規定する耐用年数によるものとする。

資産の再評価

地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため政令で定めるところにより、再評価しなければならない(地方公営企業法附則第2項)。

[背景]

通常、資産の評価は取得原価主義によるものであるが、戦後のインフレによる物価急騰を受け、資産価値の増大をもたらしたので、資産の原価を修正し、正しい減価償却を計算して、正確な損益計算を行うことができるように、時価に合うように資産の価値を調整することが必要となった。

○地方公営企業の資産の再評価に関する事項について、地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第73号)で規定。

・再評価の対象となる資産

昭和27年3月31日(再評価基準日)に有していた資産(預金、貯金、有価証券、原材料、製品等を除く)

【具体例】

・法を適用する日 昭和42年4月1日

・取得価額 200万円 ・取得時期 昭和21年 ・耐用年数 40年 ⇒再評価倍数 15

①再評価基準額の算出

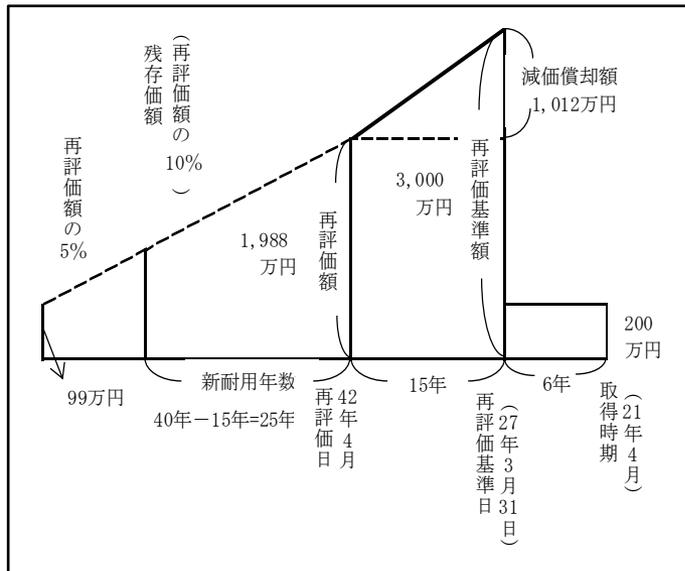
資産の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に応じて定められた再評価倍数を(別表第1)乗じて算出。取得価額 200万円 ×再評価倍数 15 = 再評価基準額 3000万円

②再評価額の算出

①で算出した再評価基準額を基準として、昭和27年4月1日から再評価日(法を適用する日【42年4月1日】)までの期間に応じて減価償却額を控除して、再評価日現在における再評価額を算出。

再評価基準額 3000万円 - 減価償却額* 1012万円 = 再評価額 1988万円

*減価償却額 = 再評価基準額 × 9/10 × 償却率 × 経過年数 (S27~S42)



不明資産の取扱い(マニュアル)

『簡易水道事業法適化マニュアル』(平成15年3月) (抄)

Ⅲ 資産評価

(1) [略]

(2) 取得時期の把握

① 原則

固定資産の取得時期は、原則として当該資産の所有権を取得した日の属する時期をいうものであり、具体的には次のとおりである。

i)～iii) [略]

② 取得時期の不明な資産の取扱い等

取得時期の不明な資産は、再評価基準日(昭和27年3月31日)以前に取得した資産については、再評価則第6条の規定により、次のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすこととする。また、昭和27年4月1日以降に取得した資産の取扱いについては特段の定めがないが、再評価則の基準と同様に考えることが適当であるから、再評価則第6条に準じて、次のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすこととする。

i) 当該資産について最も古い記録がある時期

ii)・iii) [略]

(3) 取得価額の把握

① 原則 固定資産の取得価額は、原則として次のとおりである。

i)～iii) [略]

② 取得後に改良又は撤去等があった場合 [略]

③ 取得価額の不明な資産の取扱い

取得価額の不明な資産は、再評価基準日(昭和27年3月31日)以前に取得した資産については再評価則第7条により、次に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすこととする。

また、昭和27年4月1日以降に取得した資産の取扱いについては特段の定めはないが、再評価則の基準と同様に考えることが適当であることから、再評価則第7条に準じて、次の i)～v) に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすこととする。

i) 当該資産について最も古い記録に記載された価額

ii)～v) [略]

④ 取得時期及び取得価額の不明な資産について

取得時期及び取得価額の不明な資産については、取得時期の不明な資産の取得時期の決定方法によりその取得時期を定めた後、取得価額の不明な資産の取得価額の決定方法によりその取得価額を定めることとする。

※ 『下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル』(昭和63年3月) においても同趣旨の記載あり

(参考) 取得の時期等が不明な資産の取扱いについて

地方公営企業資産再評価規則

(取得の時期の不明な資産)

第六条 取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録がある時期
- 二 当該資産について、その令附則第六項の再評価基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数を再評価基準日以前にさかのぼった時期
- 三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期
 - イ 当該資産の属する工場又は事業場において、事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で、当該資産の取得の時期と同じ時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期
 - ロ 当該資産を有する者若しくは当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が有する同じ種類の資産で、その再評価基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期
 - ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期
 - ニ 当該資産に表示されているその製作の時期
 - ホ 当該資産の属する工場若しくは事業場の建設の時期
 - ヘ 当該資産がその用に供されている事業の開始の時期
 - ト 当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

(取得価額の不明な資産)

第七条 取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録に記載された価額
- 二 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期と同じ時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額
- 三 当該資産の取得の時期における同じ種類の資産又はこれに類似する他の資産の価額
- 四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期の前又は後三年以内に取得した当該資産に類似する他の資産で、その取得価額の明らかであるものの取得価額に左の算式により計算した数を乗じて算出した金額当該資産に類似する資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数÷当該資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数
- 五 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得価額

(取得の時期及び取得価額の不明な資産)

第八条 取得時期及び取得価額の不明な資産については、第六条の規定によりその取得の時期を定めた後、前条の規定によりその取得価額を定めなければならない。